

# モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年2月1日現在

～2022年1月31日

2022年2月1日～

目次 (略)

第1章～第13章 (略)

別記

料金表

通則

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容
(略)	(略)
(24) 契約者指定番号 発信機能に係る短時間 通話割引	ア～ウ (略) エ <u>ウまでに規定するほか、この割引に関する提供条件については、当社の電話等サービス契約約款料金表第1表(料金)第2(通話に関する料金)1(適用)に規定する(21)(単独発信サービスに係る短時間通話割引)のウ、エ及びオの規定に準じて取り扱います。</u>

目次 (略)

第1章～第13章 (略)

別記

料金表

通則

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容
(略)	(略)
(24) 契約者指定番号 発信機能に係る短時間 通話割引	ア～ウ (略) エ <u>当社は、本欄に規定する定額料について、基本料金に準じて取り扱います。</u>  オ <u>当社は、現に本割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者について、当社が別に定める場合に該当する場合は、本割引を適用しないことがあります。</u>

(略)	(略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表4 (略)

	<p><u>カ 当社は、当社が別に定める電気通信番号への通話が工の場合に該当すると判断したときは、その電気通信番号への通話に関する料金について、本割引を適用しない場合があります。</u></p> <p><u>(注1) オの当社が別に定める場合は、通話を行うことを目的とせずに通話時間10分以内の通話を著しく繰り返す行為その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含みます。）をそのモバイルアクセス契約者が行っていると合理的に判断できる場合とします。</u></p> <p><u>(注2) カの当社が別に定める電気通信番号について現に該当するものを定めたときは、当社は、Webサイト（<a href="https://www.ntt.com/personal/signup/mobile/one/voice/denwa.html">https://www.ntt.com/personal/signup/mobile/one/voice/denwa.html</a>）への掲載その他の方法によりこれを周知します。</u></p>
(略)	(略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表4 (略)

附 則（令和4年1月21日 P S 事推第00871768号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。